

羽島市公園美化管理活動報奨金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公園の健全な維持及び公共施設愛護思想の普及向上を図り、もって公共福祉の増進に資するため、公園の美化管理活動を行う団体に対し、予算の範囲内で羽島市公園美化管理活動報奨金（以下「報奨金」という。）を交付することについて、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「公園」とは、市内にある都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により市が設置した公園その他これらに類するものとして市長が認めるものをいう。

2 この要綱において「美化管理活動」とは、1の公園につき、公園の清掃、除草、便所清掃、低木の簡易な剪定その他これらに類する活動を年度を通じておおむね月に1回以上実施し、及び団体が次に掲げる事象を発見したときに必要に応じて市へ連絡するものをいう。

- (1) 遊具、園内灯その他これらに類するものについての損傷等
- (2) 病虫害等の樹木等への発生、附着等
- (3) その他公園を安全に利用するうえで支障となるような事象

3 この要綱において「団体」とは、市内の自治会、老人会、子ども会等の自発的に美化管理活動を行う団体をいう。ただし、宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定による宗教団体は、この限りでない。

4 この要綱において「実施年度」とは、美化管理活動を実施する年度をいう。

(申請手続)

第3条 報奨金を受領しようとする団体は、1の公園ごとに、あらかじめ、実施年度の前年度の3月1日から3月31日までに、公園美化管理活動計画承認申請書（別記第1号様式。以下「承認申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の承認申請書を受理したときは、当該申請に係る報奨金の交付が法令、条例、規則及びこの要綱並びに予算で定めるところに違反しないかどうかについてこれを審査し、その結果を公園美化管理活動計画承認・不承認決定通知書（別記第2号様式。以下「決定通知書」という。）により当該団体に対し通知するものと

する。

(報奨金の額)

第4条 市長は、美化管理活動を実施した団体に対し、予算の範囲内において、別表第1により算出した額の報奨金を交付するものとする。

2 第7条の規定により実施年度の中途において開始又は辞退する場合の報奨金の額は、別表第1により算出した額を12で除して得た額に、次に掲げるところにより算出された月数を乗じて得た額とする。

(1) 中途の開始 第3条第2項の規定により決定の通知をした月の翌月（以下「中途開始月」という。）から実施年度の3月まで

(2) 中途の辞退 実施年度の4月から辞退時における直近の美化管理活動実施月（以下「辞退月」という。）まで

(3) 中途の開始及び辞退 中途開始月から辞退月まで

3 実施年度の中途において、告示等により公園の面積に変更が生じた場合は、別表第2の中欄に掲げる各期間の始期において公園の面積に変更が生じたものとみなして、変更後の面積に応じて報奨金の額を算出するものとする。

(完了報告)

第5条 決定通知書により承認された美化管理活動を実施する団体（以下「決定団体」という。）は、1の公園ごとに、別表第2の中欄の各期間に実施された公園美化管理活動について、それぞれ同表の右欄の時期までに、当該期間に係る公園美化管理活動実績報告書（別記第3号様式）及び公園美化管理活動報奨金交付請求書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報奨金の交付)

第6条 市長は、前条の実績報告書等を受理したときは、その内容等を審査し、適当と認めるときは、美化管理活動を実施した団体に対し、当該実績報告書等に係る期間の報奨金を交付するものとする。この場合において、前期分の報奨金の額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を交付するものとする。

(中途の開始及び辞退)

第7条 第2条第2項及び第3条第1項の規定にかかわらず、団体は、年度の中途においても報奨金交付に係る申請をすることができる。

2 第3条の規定は、前項の手続について準用する。この場合において、第3条第1項中「実施年度の前年度の3月1日から3月31日まで」とあるのは「開始しよう

とする月の前月の15日まで（ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。）と読み替えるものとする。

3 第2条第2項の規定にかかわらず、団体は、実施年度の中途においても美化管理活動の辞退をすることができる。

4 前項の規定により辞退をしようとする団体は、第5条の実績報告書等に、公園美化管理活動辞退届（別記第5号様式。以下「辞退届」という。）を添えて、別表第2の完了報告時期にかかわらず、速やかに市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項の実績報告書等及び辞退届を受領したときは、その内容等を審査し、適当と認めたときは、辞退した団体に対し、第4条第2項の規定により算出された額の報奨金（既に交付された報奨金の額は除く。）を交付するものとする。

（承諾の取消）

第8条 市長は、決定団体が法令、条例、規則若しくはこの要綱に違反したとき又は公園を廃止し、その他報奨の必要がなくなったときは、報奨金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容を変更することができる。

（報奨金の返還）

第9条 市長は、前条の規定による報奨金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に報奨金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、報奨金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現に廃止前の羽島市公園美化管理活動報奨金交付要綱（平成26年決裁）の規定により交付した補助金は、この告示により助成したものとみなす。

この告示は、令和3年12月1日から施行する。

附則（令和3年11月30日告示第314号）

別表第1（第4条関係）

基本額	1公園につき6,000円
加算額	1平方メートル当たり10円
特別加算額（市長が特別に認めた公園）	1平方メートル当たり10円
報奨金総額	基本額、加算額及び特別加算額の合計

備考 別表第1に掲げる額は、年額とする。

別表第2（第4条、第5条関係）

	期間	完了報告時期
前期	実施年度の4月から9月までの期間	実施年度の9月末日
後期	実施年度の10月から3月までの期間	実施年度の3月末日

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（あて先）

羽島市長 様

_____年度公園美化管理活動計画承認申請書

公 園 名 _____

団 体 名 _____

〒

代表者住所 _____

代表者氏名 _____

代表者電話 _____

活 動 年 月	活 動 内 容	参加人員	備考
年 4月			
年 5月			
年 6月			
年 7月			
年 8月			
年 9月			
年10月			
年11月			
年12月			
年 1月			
年 2月			
年 3月			

第2号様式（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

羽島市長

公園美化管理活動計画承認・不承認決定通知書

年 月 日付けで申請のありました公園美化管理活動計画については、次のとおり決定いたしましたので、通知いたします。

記

- ・決定内容 申請のあった件について、承認・不承認とする。

（備考）

実績報告書等は、実施年度の4月から9月までの期間における活動に係るものについては9月中に、実施年度の10月から3月までの期間における活動に係るものについては3月中に提出すること。ただし、中途の辞退をする場合は、この限りでない。

第3号様式（第5条から第7条まで関係）

年 月 日

（あて先）

羽島市長 様

団 体 名

代 表 者

住 所

連絡先 TEL

_____年度公園美化管理活動実績報告書

_____年度公園美化管理活動の前期分・後期分の活動について、別紙のとおり実績を報告します。

記

・公園名 _____

実施状況写真貼付

1. 活動日
年 月 日

2. 活動内容

・可燃物 袋
・空き缶 袋
・ペットボトル 袋
・その他 袋

3. 参加人数 人

実施状況写真貼付

1. 活動日
年 月 日

2. 活動内容

・可燃物 袋
・空き缶 袋
・ペットボトル 袋
・その他 袋

3. 参加人数 人

実施状況写真貼付

1. 活動日
年 月 日

2. 活動内容

・可燃物 袋
・空き缶 袋
・ペットボトル 袋
・その他 袋

3. 参加人数 人

第4号様式（第5条から第7条まで関係）

公園美化管理活動報奨金交付請求書

請求者 〒 (住所) (団体名) (代表者氏名)			
請求金額	円		
振込先金融機関	銀行 信用金庫 農協	本店 支店	
預金の種類	普通預金 当座預金	口座 番号	
ふりがな			
口座名義人			
年 月 日			
羽島市長 様			

第5号様式（第7条関係）

年 月 日

羽島市長 様

団 体 名
代 表 者
住 所
連絡先 ㊦

_____年度公園美化管理活動辞退届

年 月 日付け 第 号にて承認のあった 年度公園美化管理
活動について、次のとおり辞退します。

記

(辞退理由)

(直近の公園美化管理活動実施日)